

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年6月30日
【会社名】	株式会社大水
【英訳名】	DAISUI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 真部 誠司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市福島区野田一丁目1番86号 大阪市中央卸売市場内
【縦覧に供する場所】	株式会社大水京都支社 (京都市下京区朱雀分木町市有地 京都市中央卸売市場内) 株式会社大水神戸支社 (神戸市兵庫区中之島一丁目1番1号 神戸市中央卸売市場内) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長真部誠司は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価および監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。この為、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することが出来ない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社および連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している4事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金および棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

当社は、元部長による不適切な取引が発覚したことにより、第69期（平成15年4月1日至平成16年3月31日）以降第74期（平成20年4月1日至平成21年3月31日）までの有価証券報告書、半期報告書および四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）について、過大に計上されていた売上高および仕入高を修正するとともに不適切な取引に係る損失および債務を計上する等、必要と認められる修正を行うため訂正有価証券報告書等を提出した。

この不適切な取引が長期間にわたり行われ、また、長期間発覚しなかったのは、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備を原因としており、これらの不備は、財務報告に対して重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

この重要な欠陥が当事業年度の末日までに是正されなかった理由は、当該不適切な取引の発覚以降にその内容把握および訂正有価証券報告書等の作成に時間を要したため、リスク管理委員会を中心とした再発防止施策の立案および是正措置を当事業年度の末日までに実施できなかったためである。

記

当社においては、経済情勢、事業環境の変化を適時に把握し、それに対応して適切な経営方針および経営戦略の策定がされておらず、従来の組織構造や慣行を前提とする、実情に即さないトップダウンの経営が行われてきた。また、コンプライアンス制度が不十分であり、適切な人材配置も出来ていなかったことから、不適切な取引等を未然に防止する相互牽制機能が十分に働いていなかった。

これらの重要な欠陥により、結果として、販売業務プロセスと決算・財務報告プロセスに不備が生じているが、上記に記載した内部統制の不備に関連する業務プロセスで処理される重要な取引に対しては取引内容の再照合を行ない、決算財務報告プロセスで処理される見積もり計算等の会計基準の正確な適用に対する体制面での不備に対しては見積もり計算の再計算を行ない、その結果特定した必要な修正はすべて連結財務諸表に反映させた。

一方、当社は、財務報告に係る内部統制の整備および運用の重要性を十分に認識しており、新経営体制となる翌事業年度においては、上記の評価結果を踏まえ経営管理体制を整備し、適切な内部統制を整備および運用する方針であり、その計画概要は次のとおりである。

- (1) コーポレート・ガバナンスの強化のため、今回、新たに社外取締役2名を選任し経営監督機能の充実と、執行役員増員による業務執行機能の充実を図るものとする。また、営業本部および管理本部の設置による業務執行および管理の体制強化を図る。また、内部監査室の体制面とモニタリングを強化しつつ、内部監査結果に対する改善措置を講じ、フォローアップ監査を充実することにより内部監査の質的向上を進める。
- (2) 事業環境の変化に対応した経営方針および経営戦略に基づく中期経営計画の立案を、将来のリーダー役を担う若手社員が中心となって策定し、それを基軸として各部門の具体的な計画を積み上げた予算編成を行ない、その予算を全社員に周知徹底して実施することにより、全社員が一つの方向に向かって会社変革を推進する。
- (3) 社員のコンプライアンス意識の向上のため、全社員を対象とした継続的な階層別研修とコンプライアンス意識の定期的な調査を実施し、その結果をモニタリングする。また、従来の内部通報制度における通報窓口としての内部監査室と顧問弁護士に加え、より利用しやすい目安箱を新たに設置するとともに、全社員への社内掲示物等による同制度の周知徹底を行なうことにより内部通報制度の活用を図り、もって法令遵守経営を推進する。
- (4) 人事固定化と一人担当制の弊害を回避するため、長期同一部門・同一職務に従事している社員の人事異動あるいは職務変更を促進するとともに、人事制度を見直して適正人員を見定めたチーム制を導入する。また、相互牽制およびスキルアップを考慮した人事異動、将来の幹部候補となる人材の育成および採用を継続的に実施する。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。